

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第2号

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

香川県営住宅条例施行規則（昭和39年香川県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例第5条第6号に規定する規則で定める事由)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 一般県営住宅等の入居者が、特別県営住宅若しくは特定公共賃貸住宅への入居を希望し、又は<u>条例第31条の2の規定による一般県営住宅等への入居を希望すること。</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(条例第6条第1項に規定する規則で定める者)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 香川おもいやりネットワーク事業に参画している法人による家賃債務の保証に係る支援その他の支援であって、居住の安定を図る必要がある者に対する支援として知事が認める支援を受けている者</u></p> <p>(条例第6条第1項に規定する規則で定める条件)</p> <p>第3条の3 <u>条例第6条第1項に規定する規則で定める条件は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>前条各号に掲げる者にあつては、条例第6条第1項第1号の条件</u></p> <p>(2) <u>条例第5条第1号から第5号までに掲げる事由に該当する者又は前条第8号から第10号までに掲げる者にあつては、条例第6条第1項第4号から第7号までの条件。ただし、これらの者が当該条件を具備していない場合にあつては、当該条件を具備していないことについてこれらの者の責めに帰すべき事由がないと知事が認める場合に限る。</u></p> <p>(3) <u>法第21条の規定による修繕又は法第44条第3項の規定による一般県</u></p>	<p>(条例第5条第6号に規定する規則で定める事由)</p> <p>第3条 条例第5条第6号に規定する規則で定める事由は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 一般県営住宅等の入居者が<u>特別県営住宅又は特定公共賃貸住宅への入居を希望すること。</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(条例第6条第1項に規定する規則で定める者)</p> <p>第3条の2 条例第6条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p>

営住宅等の用途の廃止により当該一般県営住宅等の明渡しをしようとする者で当該明渡しに伴い他の県営住宅に入居の申込みをするものにあつては、条例第6条第1項第4号から第7号までの条件。ただし、他の理由により明渡しを請求されている場合を除く。

(条例第6条第1項第3号に規定する規則で定める額)

第4条 略

(条例第6条の2第1号に規定する規則で定める所得及び住戸)

第5条 略

2 条例第6条の2第1号ただし書に規定する規則で定める住戸は、入居者を募集したにもかかわらず、3月以上継続して入居者がなく、又はないこととなると知事が認める住戸とする。

(条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるもの)

第8条の2 略

(1)～(7) 略

(8) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が属する世帯

(9)～(13) 略

(14) 社会福祉協議会(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会及び同法第110条第1項に規定する都道府県社会福祉協議会をいう。)から入居に係る配慮の要望があった者が属する世帯

(入居の許可の申請)

第8条の4 略

2 略

(1)・(2) 略

(3) 県税に滞納がないことを証する書類。ただし、第3条の3第2号又は第3号の規定により入居者の資格に関して条例第6条第1項第4号の条件が適用されないこととされる者については、この限りでない。

(4) 略

3 略

(条例第6条第1項第3号に規定する規則で定める額)

第4条 略

(条例第6条の2第1号に規定する規則で定める所得)

第5条 略

(条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるもの)

第8条の2 条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)～(7) 略

(8) 小学校就学の始期に達するまでの者が属する世帯

(9)～(13) 略

(入居の許可の申請)

第8条の4 略

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 県税に滞納がないことを証する書類

(4) 略

3 条例第8条の3第1項の規定により知事の登録を受けて入居予定者とな

(1)～(8) 略

(9) 第8条の2第13号又は第14号に該当する場合 知事が必要と認める書類

(請書等)

第9条 略

2 条例第9条第1項第1号ただし書及び第11条第2項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者が属する世帯の場合

(2) 第3条の2第10号に規定する支援を受けている者が属する世帯の場合

3 条例第9条第1項第1号ただし書及び第11条第2項ただし書の規則で定める書面は、第3号様式の2とする。

4 前項の書面を提出する場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 第2項第1号に該当する場合 福祉事務所長の証明書

(2) 第2項第2号に該当する場合 県営住宅入居者支援確認書(第3号様式の3)

5 第2項の場合に該当しなくなった入居者は、速やかに、第1項に規定する連帯保証人の連署する請書を提出しなければならない。

(承継入居の承認)

第11条 略

2 知事は、次の各号(特定公共賃貸住宅及び条例第31条の2の規定により使用させる一般県営住宅等)にあっては、第2号を除く。)のいずれかに該当するときは、条例第11条第1項の承認をしてはならない。ただし、当該承継者が病気にかかっていることその他特別の事情があることにより当該承継者が引き続き県営住宅に居住することが必要であると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該承継者の同居期間が1年未満であるとき。ただし、当該入居者の当初入居時からの同居親族であるとき、当該入居者が死亡したときそ

った者が第1項の申請書を提出する場合は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1)～(8) 略

(9) 第8条の2第13号に該当する場合 知事が必要と認める書類

(請書)

第9条 条例第9条第1項第1号及び第11条第2項に規定する請書は、第3号様式による。

(承継入居の承認)

第11条 略

2 知事は、次の各号(特定公共賃貸住宅にあっては、第1号を除く。)のいずれかに該当するときは、条例第11条第1項の承認をしてはならない。ただし、当該承継者が病気にかかっていることその他特別の事情があることにより当該承継者が引き続き県営住宅に居住することが必要であると認めるときは、この限りでない。

の他同居人が承継することが適当であると知事が認めるときは、この限りでない。

(2)・(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、 県営住宅の管理に著しい支障があると認められるとき。

(条例第12条第1項第1号に規定する規則で定めるやむを得ない事情)

第11条の2 略

(条例第12条第1項第2号に規定する規則で定める極度額)

第11条の3 条例第12条第1項第2号に規定する規則で定める極度額は、条例第10条第1項に規定する入居日（条例第11条第1項又は第12条第2項の規定による承認を受けた場合は、当該承認の日）における近傍同種家賃の3月分以上の額とする。

(連帯保証人の変更の承認の申請)

第12条 略

(家賃の減額)

第14条の2 略

(1) 生活保護法第11条第1項第3号に掲げる住宅扶助（以下「住宅扶助」という。）の対象となっている者で、 疾病等による入院等のため住宅扶助の支給を停止されているものが属する世帯

(2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（以下「市町村民税」という。）が課税されていない者だけで構成される世帯（住宅扶助の対象となっている世帯を除く。）

(3)～(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、 入居者又は同居者の退職等により収入が減少したと認められる世帯

2 略

(家賃の免除)

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、 県営住宅の管理に著しい支障があると認められるとき。

(条例第12条第1項第1号に規定する規則で定めるやむを得ない事情)

第11条の2 略

(条例第12条第1項第2号に規定する規則で定める極度額)

第11条の3 条例第12条第1項第2号に規定する規則で定める極度額は、条例第10条第1項に規定する入居日（条例第11条第1項又は第12条第2項の規定による承認を受けた場合は、当該承認の日）における近傍同種家賃の3月分以上の額とする。

(連帯保証人の変更の承認の申請)

第12条 略

(家賃の減額)

第14条の2 知事は、入居者又は入居予定者が次の各号のいずれかに該当する世帯に属すると認めるときは、別表第3に掲げる基準により、その者に係る県営住宅の家賃を1年を超えない範囲内で期間を定めて減額する。

(1) 生活保護法第11条第1項第3号に掲げる住宅扶助（以下「住宅扶助」という。）を受けている者（疾病等による入院等のため住宅扶助の支給を停止されている者を含む。以下「住宅扶助受給者」という。）が属する世帯

(2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（以下「市町村民税」という。）が課税されていない者だけで構成される世帯（前号に掲げる世帯を除く。）

(3)～(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、 入居者又は同居者の退職等により収入が恒常的に減少すると認められる世帯

2 略

(家賃の免除)

第14条の3 知事は、入居者又は入居予定者が災害により住宅が滅失した者である場合においてその者の居住の安定を図るため特に必要があると認めるときは、当該災害の発生した日から起算して3年を経過する日までの間に限り、その者に係る県営住宅の家賃を1年を超えない範囲内で期間を定めて免除する。

2 略

(同居の承認)

第19条 略

2 略

(1) 略

(2) 特定公共賃貸住宅及び条例第31条の2の規定により使用させる一般県営住宅等にあつては、同居させようとする者を含めた入居者の所得が第5条第1項に定める金額に該当しないとき。

(3)～(6) 略

別表第1 (第14条関係)

一般県営住宅等及び条例第31条の2の規定により使用させる一般県営住宅等

略

備考

1・2 略

3 入居者が、法第40条第1項の規定により新たに整備された一般県営住宅等に入居する場合又は法第44条第3項の規定による一般県営住宅等の用途の廃止による一般県営住宅等の除却若しくは法第21条の規定による修繕に伴い他の一般県営住宅等若しくは修繕後の一般県営住宅等に入居する場合において、新たに入居する一般県営住宅等の家賃が従前の一般県営住宅等の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認められるときは、令第12条及び第16条第2項の規定により、当該入居者の家賃を減額するものとする。

第14条の3 知事は、入居者又は入居予定者が災害により住宅が滅失した者である場合においてその者の居住の安定を図るため特に必要があると認めるときは、その者に係る県営住宅の家賃を1年を超えない範囲内で期間を定めて免除する。

2 略

(同居の承認)

第19条 略

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第21条第2項の承認をしてはならない。ただし、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情があることにより同居させようとする者を当該県営住宅に居住させることが必要であると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 特定公共賃貸住宅にあつては、同居させようとする者を含めた入居者の所得が第5条に定める金額に該当しないとき。

(3)～(6) 略

別表第1 (第14条関係)

一般県営住宅等

略

備考

1・2 略

3 入居者が、法第40条第1項の規定により新たに整備された一般県営住宅に入居する場合又は法第44条第3項の規定による一般県営住宅等の用途の廃止による一般県営住宅等の除却に伴い他の一般県営住宅等に入居する場合において、新たに入居する一般県営住宅等の家賃が従前の一般県営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認められるときは、令第12条及び第16条第2項の規定により、当該入居者の家賃を減額するものとする。

特別県営住宅・特定公共賃貸住宅 略

特別県営住宅・特定公共賃貸住宅 略

第1号様式 (第7条、第8条の3関係)

(日本産業規格A列4番)

(表面)

県営住宅入居申込整理票

香川県知事 殿

申込者の確認欄

年 月 日

- 一般入居用 (抽選のみ)
- 抽選後落選の場合登録する。(登録できる世帯のみ)
- 登録入居 (登録できる世帯のみ)

- 申込者が成人であり、同居しようとする親族がいる。
- 世帯収入が基準内である。
- 住宅に困っている。(裏面に詳細記入)
- 申込者に県税の滞納がない。
- 連帯保証人を立てることができる。
- 持家 (申込者本人名義又は同居しようとする者名義のもの) がない。
- 香川県内の公営住宅等に住んでいない。
- 申込者及び同居しようとする親族が県営住宅の家賃・駐車場使用料・退去修繕費・損害賠償金を滞納していない。
- 申込者及び同居しようとする親族が県営住宅の家賃等に滞納がある者と、その未払となっている期間に配偶者として同居していた事実はない。
- 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でない。

住申 宅込	住 宅 名	棟・号	住 宅 分 類
	団地	棟 号	

申込者又は同居しようとする親族が暴力団員であるときは、入居の決定がなされなくても、又は入居の決定を取り消されても異議がないことを誓約します。
暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

申 込 者	住 所	〒□□□□-□□□□
	ふりがな	-----
	氏 名	-----
	電話 番号	携帯 () ----- () ----- 自宅・勤務先・その他 () -----

	ふりがな	続 柄	年 齢	生 年 月 日	障 害	その他
世 帯 構 成	者申 込	本 人 (申込者)		大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 特障 <input type="checkbox"/> 寡婦	
	同居し ようとする 親族			大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 特障 <input type="checkbox"/> 寡婦	
				大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 特障 <input type="checkbox"/> 寡婦	
				大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 特障 <input type="checkbox"/> 寡婦	
				大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 特障 <input type="checkbox"/> 寡婦	

単 身 申 込	<input type="checkbox"/> 30歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 戦傷病者 <input type="checkbox"/> 原爆被爆者 <input type="checkbox"/> 生活保護受給者等 <input type="checkbox"/> 引揚者 <input type="checkbox"/> ハンセン病 <input type="checkbox"/> 配偶者等からの暴力被害者 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者等 <input type="checkbox"/> 香川おもいやりネットワーク事業参加法人から支援を受けている者
---------	--

裁量階層世帯	1 60歳以上の世帯又は60歳以上及び18歳未満の世帯 2 障害者世帯 3 戦傷病者世帯 4 原爆被爆者世帯 5 引揚者世帯 6 ハンセン病世帯 7 小学校就学の始期に達するまでの者が属する世帯
--------	--

- 備考 1 該当する項目の□にレ印を記入し、又は該当する項目に○を付けてください。
2 太枠内に記入漏れがないことを確認してください。記入されていない場合は受付はできません。また記載内容が事実と異なる場合は、入居予定者に決定されても入居することはできません。
3 裁量階層世帯に該当するとして○を付けた方が入居予定者に決定された場合で入居の審査の際にこれに該当しないと認められたときは、一般世帯扱いとなります。

第1号様式 (第7条、第8条の3関係)

(日本産業規格A列4番)

(表面)

県営住宅入居申込整理票

香川県知事 殿

申込者の確認欄

年 月 日

- 一般入居用 (抽選のみ)
- 抽選後落選の場合登録する。(登録できる世帯のみ)
- 登録入居 (登録できる世帯のみ)

- 申込者が成人であり、同居しようとする親族がいる。
- 世帯収入が基準内である。
- 住宅に困っている。(裏面に詳細記入)
- 申込者に県税の滞納がない。
- 持家 (申込者本人名義又は同居しようとする者名義のもの) がない。
- 香川県内の公営住宅等に住んでいない。
- 申込者及び同居しようとする親族が県営住宅の家賃・駐車場使用料・退去修繕費・損害賠償金を滞納していない。
- 申込者及び同居しようとする親族が県営住宅の家賃等に滞納がある者と、その未払となっている期間に配偶者として同居していた事実はない。
- 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でない。

住申 宅込	住 宅 名	棟・号	住 宅 分 類
	団地	棟 号	

申込者又は同居しようとする親族が暴力団員であるときは、入居の決定がなされなくても、又は入居の決定を取り消されても異議がないことを誓約します。
暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

申 込 者	住 所	〒□□□□-□□□□
	ふりがな	-----
	氏 名	-----
	電話 番号	携帯 () ----- () ----- 自宅・勤務先・その他 () -----

	ふりがな	続 柄	年 齢	生 年 月 日	障 害	その他
世 帯 構 成	者申 込	本 人 (申込者)		明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 特障 <input type="checkbox"/> 寡婦	
	同居し ようとする 親族			明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 特障 <input type="checkbox"/> 寡婦	
				明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 特障 <input type="checkbox"/> 寡婦	
				明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 特障 <input type="checkbox"/> 寡婦	
				明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 特障 <input type="checkbox"/> 寡婦	

単 身 申 込	<input type="checkbox"/> 30歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 戦傷病者 <input type="checkbox"/> 原爆被爆者 <input type="checkbox"/> 生活保護受給者等 <input type="checkbox"/> 引揚者 <input type="checkbox"/> ハンセン病 <input type="checkbox"/> 配偶者等からの暴力被害者 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者等
---------	---

裁量階層世帯	1 60歳以上の世帯又は60歳以上及び18歳未満の世帯 2 障害者世帯 3 戦傷病者世帯 4 原爆被爆者世帯 5 引揚者世帯 6 ハンセン病世帯 7 小学校就学の始期に達するまでの者が属する世帯
--------	--

- 備考 1 該当する項目の□にレ印を記入し、又は該当する項目に○を付けてください。
2 太枠内に記入漏れがないことを確認してください。記入されていない場合は受付はできません。また記載内容が事実と異なる場合は、入居予定者に決定されても入居することはできません。
3 裁量階層世帯に該当するとして○を付けた方が入居予定者に決定された場合で入居の審査の際にこれに該当しないと認められたときは、一般世帯扱いとなります。

(裏面)

住宅困窮状況等

- 1 県営住宅の申込みの理由(住宅困窮状況)は何ですか。(複数回答可)
 あてはまる記号を○で囲み、オに該当するときは〔 〕に申込みの理由を記入してください。
- ア 他の世帯との同居により著しく生活上の不便を来している。
 - イ 同居を必然とする親族(夫婦及び未成年の子)と別居している。
 - ウ 収入と比べて、著しく高額な家賃を支払っている。
 - エ 正当な事由により、家主などから住宅の明渡しを求められているが立ち退き先がない。
 - オ その他

[]

- 2 現在住んでいる住宅の種類はどれですか。
- ア 持家(所有者氏名) (申込者との続柄)
 (処分する場合は、その理由)
 - イ 民間借家アパート(契約者氏名) (申込者との続柄)
 (月額家賃)
 退去を求められている場合は、その理由

[]

- ウ その他(住宅名)
 (契約者氏名) (申込者との続柄)
 (月額家賃)

登録入居について

表面で「抽選後落選の場合登録する」又は「登録入居」に☑をした方は、次のうち該当する項目に○を付けてください。

- 1 60歳以上の方のみ又は60歳以上の方とその配偶者若しくは18歳未満の親族で構成される世帯
- 2 障害のある方がいる世帯
- 3 母子世帯
- 4 父子世帯
- 5 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもがいる世帯
- 6 18歳未満の子どもが3人以上いる世帯
- 7 配偶者等からの暴力被害者(世帯)
- 8 犯罪被害者等の世帯(配偶者等からの暴力被害者(世帯)を除く。)

(裏面)

住宅困窮状況等

- 1 県営住宅の申込みの理由(住宅困窮状況)は何ですか。(複数回答可)
 あてはまる記号を○で囲み、オに該当するときは〔 〕に申込みの理由を記入してください。
- ア 他の世帯との同居により著しく生活上の不便を来している。
 - イ 同居を必然とする親族(夫婦及び未成年の子)と別居している。
 - ウ 収入と比べて、著しく高額な家賃を支払っている。
 - エ 正当な事由により、家主などから住宅の明渡しを求められているが立ち退き先がない。
 - オ その他

[]

- 2 現在住んでいる住宅の種類はどれですか。
- ア 持家(所有者氏名) (申込者との続柄)
 (処分する場合は、その理由)
 - イ 民間借家アパート(契約者氏名) (申込者との続柄)
 (月額家賃)
 退去を求められている場合は、その理由

[]

- ウ その他(住宅名)
 (契約者氏名) (申込者との続柄)
 (月額家賃)

登録入居について

表面で「抽選後落選の場合登録する」又は「登録入居」に☑をした方は、次のうち該当する項目に○を付けてください。

- 1 60歳以上の方のみ又は60歳以上の方とその配偶者若しくは18歳未満の親族で構成される世帯
- 2 障害のある方がいる世帯
- 3 母子世帯
- 4 父子世帯
- 5 小学校就学前の子どもがいる世帯
- 6 18歳未満の子どもが3人以上いる世帯
- 7 配偶者等からの暴力被害者(世帯)
- 8 犯罪被害者等の世帯(配偶者等からの暴力被害者(世帯)を除く。)

第2号様式 (第8条の4関係)

(日本産業規格A列4番)
 県営住宅入居許可申請書 (一般・準特優賃・特別・特公賃)

香川県知事 殿

年 月 日
 一般入居
 登録入居

申請者 住所 (電話番号) 氏名

次のとおり、誓約及び同意の上、県営住宅に入居したいので申請します。
 申請者又は同居しようとする親族が暴力団員であるときは、入居の許可がなされなくても、又は入居の許可を取り消されても異議がないことを誓約します。
 暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

勤務先 (連絡先)	名称		電話番号		入居希望住宅		所得金額 (年間)					
	所在地	種	棟	号室	所在地	種						
ふりがな	氏名	続柄	年齢	生年	年	月	日	扶養	障害	その他	職業	所得金額
		本人		大昭平全				同居別老扶特定	普障 特障	寡夫 寡婦		
				大昭平全				同居別老扶特定	普障 特障	寡夫 寡婦		
				大昭平全				同居別老扶特定	普障 特障	寡夫 寡婦		
				大昭平全				同居別老扶特定	普障 特障	寡夫 寡婦		
				大昭平全				同居別老扶特定	普障 特障	寡夫 寡婦		
				大昭平全				同居別老扶特定	普障 特障	寡夫 寡婦		
世帯人数	人											合計

- 備考 1 太枠内は、記入しないでください。
 2 申請者との続柄を証明することができる書類 (続柄の記載された住民票等) を添付してください。
 3 所得を証明することができる書類 (所得証明書等) を添付してください。
 4 県税に滞納がないことを証する書類 (県及び市町が発行する納税証明書) を添付してください。
 5 別居扶養親族がいる場合は、その方の被保険者証 (健康保険証) を持参してください。
 6 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳 (写し) を添付してください。
 7 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

認定額	親族	特定扶養	老扶老配	寡夫寡婦	普通障害	特別障害	控除額合計	所得金額合計	差引所得金額	基本月収額
	38万× 人 万円	25万× 人 万円	10万× 人 万円	27万× 人 万円	27万× 人 万円	40万× 人 万円				基本月収額 ÷12
				1	0~104,000	特別県営住宅	158,000を超~ 313,000以下	特 公 賃	158,000~259,000	
				2	104,001~123,000				259,001~350,000	
				3	123,001~139,000				350,001~487,000	
				4	139,001~158,000					
				一及び 股 県 営 住 宅 主 賃 家			入力済確認欄			

第2号様式 (第8条の4関係)

(日本産業規格A列4番)
 県営住宅入居許可申請書 (一般・準特優賃・特別・特公賃)

香川県知事 殿

年 月 日
 一般入居
 登録入居

申請者 住所 (電話番号) 氏名

次のとおり、誓約及び同意の上、県営住宅に入居したいので申請します。
 申請者又は同居しようとする親族が暴力団員であるときは、入居の許可がなされなくても、又は入居の許可を取り消されても異議がないことを誓約します。
 暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

勤務先 (連絡先)	名称		電話番号		入居希望住宅		所得金額 (年間)					
	所在地	種	棟	号室	所在地	種						
ふりがな	氏名	続柄	年齢	生年	年	月	日	扶養	障害	その他	職業	所得金額
		本人		明天昭平				同居別老扶特定	普障 特障	寡夫 寡婦		
				明天昭平				同居別老扶特定	普障 特障	寡夫 寡婦		
				明天昭平				同居別老扶特定	普障 特障	寡夫 寡婦		
				明天昭平				同居別老扶特定	普障 特障	寡夫 寡婦		
				明天昭平				同居別老扶特定	普障 特障	寡夫 寡婦		
				明天昭平				同居別老扶特定	普障 特障	寡夫 寡婦		
世帯人数	人											合計

- 備考 1 太枠内は、記入しないでください。
 2 申請者との続柄を証明することができる書類 (続柄の記載された住民票等) を添付してください。
 3 所得を証明することができる書類 (所得証明書等) を添付してください。
 4 県税に滞納がないことを証する書類 (県及び市町が発行する納税証明書) を添付してください。
 5 別居扶養親族がいる場合は、その方の被保険者証 (健康保険証) を持参してください。
 6 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳 (写し) を添付してください。
 7 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

認定額	親族	特定扶養	老扶老配	寡夫寡婦	普通障害	特別障害	控除額合計	所得金額合計	差引所得金額	基本月収額
	38万× 人 万円	25万× 人 万円	10万× 人 万円	27万× 人 万円	27万× 人 万円	40万× 人 万円				基本月収額 ÷12
				1	0~104,000	特別県営住宅	158,000を超~ 313,000以下	特 公 賃	158,000~259,000	
				2	104,001~123,000				259,001~350,000	
				3	123,001~139,000				350,001~487,000	
				4	139,001~158,000					
				一及び 股 県 営 住 宅 主 賃 家			入力済確認欄			

第3号様式 (第9条関係)

(日本産業規格A列4番)

(表面)
県 営 住 宅 使 用 請 書

入居指定日 年 月 日

年 月 日

香川県知事 殿

入居者 氏名 ㊦

県 営 住 宅	所 在 地	市・郡		町	番地
	住 宅 名	県営住宅	団地	棟	号室
	入居時の家賃	円	口座振替毎月27日	敷金	円

入居者は、上記の県営住宅の使用に当たっては、公営住宅法、公営住宅法施行令、香川県営住宅条例、香川県営住宅条例施行規則その他管理上の指示を遵守し、毎月の家賃、入居者が負担すべき修繕費、損害賠償金その他一切の債務（以下「入居者の債務」という。）を誠実に履行することを誓約します。

家賃を3月以上滞納した場合、入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した場合その他の香川県営住宅条例に規定する明渡請求事由に該当する場合は、入居の許可を取り消され、明渡しの請求及び損害賠償金の請求をされても異議はありません。

また、入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した場合は、速やかに県営住宅を明け渡すことを誓約します。

暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

連帯保証人は、入居者の収支や債務額及びその履行状況の情報提供を受け、入居者が遵守すべき事項を十分に理解し、入居者の債務について以下に定める極度額の範囲内で入居者と同一内容の責任があることを確認し、入居者の債務の不履行があったときは、連帯保証人が履行することを誓約します。

入居者及び連帯保証人は、上記の事項の履行等を証するため署名押印します。

入 居 者	住 所	電 話 番 号	
	氏 名	㊦ 生 年 月 日	年 月 日
	職 業		
勤務先	所在地	電 話 番 号	
	名 称		
連 帯 保 証 人	住 所	電 話 番 号	
	氏 名	㊦ 生 年 月 日	年 月 日
	職 業	入居者との間柄	
勤務先	所在地	電 話 番 号	
	名 称		
極 度 額	円		

- 備考 1 太枠内は、記入しないでください。
2 入居者及び連帯保証人の押印した印の印鑑登録証明書（発行後3月以内のもの）を添付してください。

鍵	鍵 個	氏名	㊦
	受 領		年 月 日

(裏面)

略

第3号様式 (第9条関係)

(日本産業規格A列4番)

(表面)
県 営 住 宅 使 用 請 書

入居指定日 年 月 日

年 月 日

香川県知事 殿

入居者 氏名 ㊦

県 営 住 宅	所 在 地	市・郡		町	番地
	住 宅 名	県営住宅	団地	棟	号室
	入居時の家賃	円	口座振替毎月27日	敷金	円

入居者は、上記の県営住宅の使用に当たっては、公営住宅法、公営住宅法施行令、香川県営住宅条例、香川県営住宅条例施行規則その他管理上の指示を遵守し、毎月の家賃、入居者が負担すべき修繕費、損害賠償金その他一切の債務（以下「入居者の債務」という。）を誠実に履行することを誓約します。

家賃を3月以上滞納した場合、入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した場合その他の香川県営住宅条例に規定する明渡請求事由に該当する場合は、入居の許可を取り消され、明渡しの請求及び損害賠償金の請求をされても異議はありません。

また、入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した場合は、速やかに県営住宅を明け渡すことを誓約します。

暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

連帯保証人は、入居者が遵守すべき事項を十分に理解し、入居者の債務について入居者と同一内容の責任があることを確認し、入居者の債務の不履行があったときは、連帯保証人が履行することを誓約します。

入居者及び連帯保証人は、上記の事項の履行等を証するため署名押印します。

入 居 者	住 所	電 話 番 号	
	氏 名	㊦ 生 年 月 日	年 月 日
	職 業		
勤務先	所在地	電 話 番 号	
	名 称		
連 帯 保 証 人	住 所	電 話 番 号	
	氏 名	㊦ 生 年 月 日	年 月 日
	職 業	入居者との間柄	
勤務先	所在地	電 話 番 号	
	名 称		

- 備考 1 太枠内は、記入しないでください。
2 入居者及び連帯保証人の押印した印の印鑑登録証明書（発行後3月以内のもの）を添付してください。

鍵	鍵 個	氏名	㊦
	受 領		年 月 日

(裏面)

略

第3号様式の2 (第9条関係)

(日本産業規格A列4番)

(表面)

県営住宅使用請書 (連帯保証人免除)

入居指定日 年 月 日

年 月 日

香川県知事 殿

入居者 氏名 ㊟

県 営 住 宅	所 在 地	市・郡		町	番地
	住 宅 名	県営住宅	団地	棟	号室
	入居時の家賃	円	口座振替毎月27日	敷金	円

入居者は、上記の県営住宅の使用に当たっては、公営住宅法、公営住宅法施行令、香川県営住宅条例、香川県営住宅条例施行規則その他管理上の指示を遵守し、毎月の家賃、入居者が負担すべき修繕費、損害賠償金その他一切の債務（以下「入居者の債務」という。）を誠実に履行することを誓約します。

家賃を3月以上滞納した場合、入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した場合その他の香川県営住宅条例に規定する明渡請求事由に該当する場合は、入居の許可を取り消され、明渡しの請求及び損害賠償金の請求をされても異議はありません。

連帯保証人の免除事由が消滅した場合には、速やかに連帯保証人を立てることを誓約します。

また、入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した場合は、速やかに県営住宅を明け渡すことを誓約します。

暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

入居者は、上記の事項の履行等を証するため署名押印します。

入 居 者	住 所		電 話 番 号	
	氏 名	㊟	生 年 月 日	年 月 日
	職 業			
免 除 事 由	勤務先	所在地	電 話 番 号	
	名 称			
免 除 事 由	<input type="checkbox"/> ①生活保護受給			
	<input type="checkbox"/> ②香川おもいやりネットワーク事業参画法人による支援			

- 備考 1 太枠内は、記入しないでください。
 2 入居者の押印した印の印鑑登録証明書（発行後3月以内のもの）を添付してください。
 3 免除事由の該当する項目の□に✓印を記入し、①に該当する場合は福祉事務所長の証明書を、②に該当する場合は第3号様式の3を添付してください。

鍵	鍵 個	氏名	㊟
	受 領	年 月 日	

(裏面)

県営住宅入居者名簿							
団地		棟		号室		入居者氏名	
勤務先又は連絡先						(電話番号)	
世帯構成	氏名	続柄	生年月日	勤務先	備考		
		本人					

緊急連絡先

入居者					
団地名	団地 棟 号室				
入居予定日	年 月 日				
緊急連絡先	1	氏名			
		住所			
		電話番号			
	2	氏名			
		住所			
		電話番号			

備考 この「緊急連絡先」は、各自治会に通知しますので、このことに同意の上、記載してください。

第3号様式の3 (第9条関係)

(日本産業規格A列4番)

県営住宅入居者支援確認書

年 月 日

香川県知事 殿

所在地

法人名

代表者氏名 ⑤

住 所				
電話番号				
世帯構成	氏 名	続柄	年齢	生年月日
申込者		本人		年 月 日
同居しようとする家族				

上記の者について、下記の支援を行います。また、上記の者が香川県営住宅条例第25条第1項各号の事由に該当することとなった場合には、早急にその事由の解消に向けて、対応します。

記

支援内容	
------	--

備考 上記の支援を中止したときは、香川県住宅課まで連絡してください。

第4号様式 (第10条関係)

(日本産業規格A列4番)
 県営住宅変更許可申請書

香川県知事 殿

年 月 日

県営住宅 団地 棟 号室
 (電話番号)
 申請者 氏名

次のとおり、誓約及び同意の上、県営住宅を変更したいので申請します。
 申請者又は同居者が暴力団員であるときは、承認されなくても異議はありません。この場合、速やかに県営住宅を明け渡すことを誓約します。
 暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

変更希望住宅	県営住宅		団地		棟		号室		建替・住替		
変更の理由	電話番号										
勤務先	名称	所在地									
ふりがな	続柄	年齢	生年月日				扶養	障害	その他	職業	所得金額
氏名			年号	年	月	日	養	害		(年間)	
	本人		大昭平全				同居別老扶特定	普障特障	寡夫寡婦		
			大昭平全				同居別老扶特定	普障特障	寡夫寡婦		
			大昭平全				同居別老扶特定	普障特障	寡夫寡婦		
			大昭平全				同居別老扶特定	普障特障	寡夫寡婦		
			大昭平全				同居別老扶特定	普障特障	寡夫寡婦		
			大昭平全				同居別老扶特定	普障特障	寡夫寡婦		
										合計	

- 備考 1 太枠内は、記入しないでください。
 2 所得を証明することができる書類(所得証明書等)を添付してください。
 3 変更したい理由を証明することができる書類(診断書等)を添付してください。
 4 県税に滞納がないことを証する書類(県及び市町が発行する納税証明書)を添付してください。
 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

認定額	親族	特定扶養	老扶老配	寡婦寡夫	普通障害	特別障害	控除額合計	所得金額合計	差引所得金額	基本月収額
	人	人	人	人	人	人		円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
										入力済確認欄

家賃滞納	有	無
駐車場滞納	有	無

第4号様式 (第10条関係)

(日本産業規格A列4番)
 県営住宅変更許可申請書

香川県知事 殿

年 月 日

県営住宅 団地 棟 号室
 (電話番号)
 申請者 氏名

次のとおり、誓約及び同意の上、県営住宅を変更したいので申請します。
 申請者又は同居者が暴力団員であるときは、承認されなくても異議はありません。この場合、速やかに県営住宅を明け渡すことを誓約します。
 暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

変更希望住宅	県営住宅		団地		棟		号室		建替・住替		
変更の理由	電話番号										
勤務先	名称	所在地									
ふりがな	続柄	年齢	生年月日				扶養	障害	その他	職業	所得金額
氏名			年号	年	月	日	養	害		(年間)	
	本人		明大昭平				同居別老扶特定	普障特障	寡夫寡婦		
			明大昭平				同居別老扶特定	普障特障	寡夫寡婦		
			明大昭平				同居別老扶特定	普障特障	寡夫寡婦		
			明大昭平				同居別老扶特定	普障特障	寡夫寡婦		
			明大昭平				同居別老扶特定	普障特障	寡夫寡婦		
			明大昭平				同居別老扶特定	普障特障	寡夫寡婦		
										合計	

- 備考 1 太枠内は、記入しないでください。
 2 所得を証明することができる書類(所得証明書等)を添付してください。
 3 変更したい理由を証明することができる書類(診断書等)を添付してください。
 4 県税に滞納がないことを証する書類(県及び市町が発行する納税証明書)を添付してください。
 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

認定額	親族	特定扶養	老扶老配	寡婦寡夫	普通障害	特別障害	控除額合計	所得金額合計	差引所得金額	基本月収額
	人	人	人	人	人	人		円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
										入力済確認欄

家賃滞納	有	無
駐車場滞納	有	無

第5号様式 (第11条関係)

(日本産業規格A列4番)
 県営住宅承継入居承認申請書

香川県知事 殿

年 月 日

申請者 氏名 (電話番号)

次のとおり、誓約及び同意の上、県営住宅に承継入居したいので申請します。
 申請者又は同居者が暴力団員であるときは、承認されなくても異議はありません。この場合、速やかに県営住宅を明け渡すことを誓約します。
 暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

承継入居する住宅	県営住宅	団地	棟	号室
入居者氏名	入居者と申請者の続柄			
申請者がこの住宅に入居した年月日	年 月 日	承継入居しようとする理由		
勤務先	名称	電話番号		
	所在地			
ふりがな氏名	続柄	年齢	生年月日	扶養 障害 その他 職業 所得金額(年間)
	本人		大昭平令	同居扶老特定 普障 寡夫
				同居扶老特定 特障 寡婦
			大昭平令	同居扶老特定 普障 寡夫
				同居扶老特定 特障 寡婦
			大昭平令	同居扶老特定 普障 寡夫
				同居扶老特定 特障 寡婦
			大昭平令	同居扶老特定 普障 寡夫
				同居扶老特定 特障 寡婦
				合計

- 備考 1 太枠内は、記入しないでください。
 2 申請者と入居者との続柄が判明する書類(戸籍謄本等)を添付してください。
 3 所得を証明することができる書類(所得証明書等)を添付してください。
 4 県営住宅及び駐車場の使用料がすべて納付済みとなっていない場合は、承継入居はできません。
 5 県税に滞納がないことを証する書類(県及び市町が発行する納税証明書)を添付してください。
 6 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

家賃滞納	有 無
駐車場滞納	有 無

入力済確認欄	
--------	--

第5号様式 (第11条関係)

(日本産業規格A列4番)
 県営住宅承継入居承認申請書

香川県知事 殿

年 月 日

申請者 氏名 (電話番号)

次のとおり、誓約及び同意の上、県営住宅に承継入居したいので申請します。
 申請者又は同居者が暴力団員であるときは、承認されなくても異議はありません。この場合、速やかに県営住宅を明け渡すことを誓約します。
 暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

承継入居する住宅	県営住宅	団地	棟	号室
入居者氏名	入居者と申請者の続柄			
申請者がこの住宅に入居した年月日	年 月 日	承継入居しようとする理由		
勤務先	名称	電話番号		
	所在地			
ふりがな氏名	続柄	年齢	生年月日	扶養 障害 その他 職業 所得金額(年間)
	本人		明大昭平	同居扶老特定 普障 寡夫
				同居扶老特定 特障 寡婦
			明大昭平	同居扶老特定 普障 寡夫
				同居扶老特定 特障 寡婦
			明大昭平	同居扶老特定 普障 寡夫
				同居扶老特定 特障 寡婦
			明大昭平	同居扶老特定 普障 寡夫
				同居扶老特定 特障 寡婦
			明大昭平	同居扶老特定 普障 寡夫
				同居扶老特定 特障 寡婦
				合計

- 備考 1 太枠内は、記入しないでください。
 2 申請者と入居者との続柄が判明する書類(戸籍謄本等)を添付してください。
 3 所得を証明することができる書類(所得証明書等)を添付してください。
 4 県営住宅及び駐車場の使用料がすべて納付済みとなっていない場合は、承継入居はできません。
 5 県税に滞納がないことを証する書類(県及び市町が発行する納税証明書)を添付してください。
 6 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

家賃滞納	有 無
駐車場滞納	有 無

入力済確認欄	
--------	--

第6号様式 (第12条関係)

連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

香川県知事 殿

県営住宅 団地 棟 号室
(電話番号)
入居者 氏名 ㊟

次のとおり連帯保証人を変更したいので申請します。

なお、入居者は、上記の県営住宅の使用に当たっては、公営住宅法、公営住宅法施行令、香川県営住宅条例、香川県営住宅条例施行規則その他管理上の指示を遵守し、毎月の家賃、入居者が負担すべき修繕費、損害賠償金その他一切の債務（以下「入居者の債務」という。）を誠実に履行することを誓約します。

家賃を3月以上滞納した場合、入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した場合その他の香川県営住宅条例に規定する明渡請求事由に該当する場合は、入居の許可を取り消され、明渡しの請求及び損害賠償金の請求をされても異議はありません。

変更後の連帯保証人は、入居者の収支や債務額及びその履行状況の情報提供を受け、入居者が遵守すべき事項を十分に理解し、入居者の債務について以下に定める極度額の範囲内で入居者と同一内容の責任があることを確認し、入居者の債務の不履行があったときは、連帯保証人が履行することを誓約します。

変更前	住 所		電話番号	
	氏 名			
	職 業			
	勤務先	所在地 名 称	電話番号	
変更後	住 所		電話番号	
	氏 名		生年月日	年 月 日
	職 業		入居者との 間	
	勤務先	所在地 名 称	電話番号	
	極 度 額		円	
変更理由及び変更年月日			年 月 日	

- 備考 1 太枠内は、記入しないでください。
2 連帯保証人の押印した印の印鑑登録証明書（発行後3月以内のもの）を添付してください。

入力済確認欄

第6号様式 (第12条関係)

(日本産業規格A列4番)

連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

香川県知事 殿

県営住宅 団地 棟 号室
(電話番号)
入居者 氏名 ㊟

次のとおり連帯保証人を変更したいので申請します。

なお、入居者は、上記の県営住宅の使用に当たっては、公営住宅法、公営住宅法施行令、香川県営住宅条例、香川県営住宅条例施行規則その他管理上の指示を遵守し、毎月の家賃、入居者が負担すべき修繕費、損害賠償金その他一切の債務（以下「入居者の債務」という。）を誠実に履行することを誓約します。

家賃を3月以上滞納した場合、入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した場合その他の香川県営住宅条例に規定する明渡請求事由に該当する場合は、入居の許可を取り消され、明渡しの請求及び損害賠償金の請求をされても異議はありません。

変更後の連帯保証人は、入居者が遵守すべき事項を十分に理解し、入居者の債務について入居者と同一内容の責任があることを確認し、入居者の債務の不履行があったときは、連帯保証人が履行することを誓約します。

変更前	住 所		電話番号	
	氏 名			
	職 業			
	勤務先	所在地 名 称	電話番号	
変更後	住 所		電話番号	
	氏 名		生年月日	年 月 日
	職 業		入居者との 間	
	勤務先	所在地 名 称	電話番号	
	変更理由及び変更年月日			年 月 日

- 備考 1 太枠内は、記入しないでください。
2 連帯保証人の押印した印の印鑑登録証明書（発行後3月以内のもの）を添付してください。

入力済確認欄

第12号様式 (第19条関係)

(日本産業規格A列4番)

県営住宅同居承認申請書

年 月 日

香川県知事 殿

県営住宅 団地 棟 号室
(電話番号)
入居者 氏 名 ㊦

次のとおり、誓約及び同意の上、下記の者を同居させたいので申請します。
同居させようとする者が暴力団員であるときは、承認がなされなくても異議がないことを誓約します。

入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した場合は、速やかに県営住宅を明け渡すことを誓約します。また、入居の許可を取り消され、明渡し請求及び損害賠償金の請求をされても異議はありません。

暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

同居させようとする者の状況											
ふりがな 氏名	続柄	年 齢	生年月日				扶養 種別	障 害	そ の 他	職 業	所得金額 (年間)
			年号	年	月	日					
			大昭平令				同居別扶老扶特定	普障特障	寡夫寡婦		
			大昭平令				同居別扶老扶特定	普障特障	寡夫寡婦		
			大昭平令				同居別扶老扶特定	普障特障	寡夫寡婦		
			大昭平令				同居別扶老扶特定	普障特障	寡夫寡婦		
同居の理由											

- 備考 1 太枠内は、記入しないでください。
2 入居者との続柄を証明することができる書類（続柄の記載された住民票又は戸籍謄本）を添付してください。
3 所得を証明することができる書類（所得証明書等）を添付してください。
4 県営住宅及び駐車場の使用料がすべて納付済みとなっていない場合は、同居承認はできません。
5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

家賃滞納	有	無
駐車場滞納	有	無

入力済確認欄	
--------	--

第12号様式 (第19条関係)

(日本産業規格A列4番)

県営住宅同居承認申請書

年 月 日

香川県知事 殿

県営住宅 団地 棟 号室
(電話番号)
入居者 氏 名 ㊦

次のとおり、誓約及び同意の上、下記の者を同居させたいので申請します。
同居させようとする者が暴力団員であるときは、承認がなされなくても異議がないことを誓約します。

入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した場合は、速やかに県営住宅を明け渡すことを誓約します。また、入居の許可を取り消され、明渡し請求及び損害賠償金の請求をされても異議はありません。

暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

同居させようとする者の状況											
ふりがな 氏名	続柄	年 齢	生年月日				扶養 種別	障 害	そ の 他	職 業	所得金額 (年間)
			年号	年	月	日					
			明天昭平				同居別扶老扶特定	普障特障	寡夫寡婦		
			明天昭平				同居別扶老扶特定	普障特障	寡夫寡婦		
			明天昭平				同居別扶老扶特定	普障特障	寡夫寡婦		
			明天昭平				同居別扶老扶特定	普障特障	寡夫寡婦		
同居の理由											

- 備考 1 太枠内は、記入しないでください。
2 入居者との続柄を証明することができる書類（続柄の記載された住民票又は戸籍謄本）を添付してください。
3 所得を証明することができる書類（所得証明書等）を添付してください。
4 県営住宅及び駐車場の使用料がすべて納付済みとなっていない場合は、同居承認はできません。
5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

家賃滞納	有	無
駐車場滞納	有	無

入力済確認欄	
--------	--

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の香川県営住宅条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に入居する者について適用し、同日前に入居した者については、なお従前の例による。
- 3 改正前の第1号様式、第2号様式、第4号様式、第5号様式及び第12号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。